

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

3. 都市公園の整備

(1) 事業目的

都市公園事業は、休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等屋外レクリエーションの用に供し、併せて、防災、避難、環境の改善、都市美観の向上等に資することを目的としています。

(2) 取組状況

本県では、平成31年3月31日現在で413箇所（約1,104ha）の都市公園が開設されており、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の整備を行うとともに、安全で安心して利用できるよう適切な維持管理や利用の促進を図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
都市計画課	0852-22-6133